

令和3年10月25日

第4回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第4回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和3年10月25日(月) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更・除外・~~編入~~）申出の意見決定について

議案第 4 号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第 5 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第 6 号 農用地あっせん申出について

議案第 7 号 荒廃農地に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 木 茂 久	3 番 田 中 健 一
4 番 西 山 昭 二	5 番 澤 山 建 志	6 番 西川路 利 広
7 番 德 留 博 昭	8 番 田 代 繁 樹	9 番 永 吉 正 文
10 番 内 蘭 光 弘	11 番 西 村 久 則	12 番 德 留 幸 信
13 番 井 手 康 則	14 番 奥 村 祐 樹	15 番 井 元 清八郎
16 番 前 田 真津美	17 番 生 川 裕 也	18 番 濱 田 保
19 番 川 畑 ゆりえ		

農地利用最適化推進委員

20 番 川 畑 淳 一	21 番 上 拂 忠	22 番 田之上 洋
23 番 濱 田 卓 郎	24 番 德 留 力 雄	25 番 廣 森 修
26 番 住 吉 俊 光	27 番 大 迫 恵 太	28 番 物 袋 唱 二
29 番 湯之上 大 幸	30 番 南 圭 司	31 番 小 村 亮 太
32 番 藏 蘭 堅 志	33 番 塚 田 幸 美	34 番 石 嶺 義 孝
35 番 前 田 剛	36 番 上 赤 政 行	37 番 坂 本 三 好
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

9 番 永 吉 正 文

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長	西 村 里 志
主幹兼農地総務係長	堀之内 秀一郎
農地総務係主査	東 川 善 久
振興係長	吹 留 義 輝
振興係主査	向 吉 真 一
振興係主事	今 吉 蓮 樺
人・農地プラン推進室長	嶺 元 和 仁 (農業委員会事務局参事)
人・農地プラン推進室主幹兼推進係長	前 田 昭 市 (農業委員会事務局振興担当主幹)

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長	堀之内 秀一郎
----------------------	---------

1 開会	午後2時00分
事務局	全員，ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 （唱和） ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は，定足数に達しておりますので，これより第4回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「10番委員」と「11番委員」を指名いたします。 早速，議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 （番号1を議案書どおり読み上げ説明） 以下については，お目通しください。
議長	ただいま，事務局の説明のとおりであります。 次に，議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち，所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の4ページをお開きください。 今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち，所有権移転分は4件でございます。 （番号1を議案書どおり読み上げ説明） 以下については，お目通しください。 今月の所有権移転分につきましては，経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われます。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま，事務局の説明のとおりであります。 それでは，議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち，所有権移転分についてご審議願います。 ご質疑，ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。

議長	議案第 1 号のうち所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。
	今月の議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の 5 ページから 19 ページまでの 45 件で、うち新規が 42 件、再設定が 3 件となっています。
	また、農地中間管理機構への貸付分 10 件と農地中間管理機構からの借受分 11 件は重複しています。
	それでは、議案書の 5 ページをお開きください。
	(番号 1 を議案書どおり読み上げ説明)
	以下については、お目通しください。
	なお、19 ページの総合計は 89 筆、98,385㎡、農地中間管理事業の重複分を除くと、73 筆、72,687㎡となっています。
	今回の利用権設定分につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
議長	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
	ただいま、事務局の説明のとおりであります。
	それでは、議案第 1 号のうち、利用権設定分の 1 番についてご審議願います。
	これにつきましては、会議規則第 25 条の規定を準用し、21 番委員の退席を求めます。
	(21 番委員の退席確認)
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第 1 号のうち利用権設定分の 1 番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。

	よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 (21番委員の復席確認) 次に、議案第1号のうち、利用権設定分の2番と3番についてご審議願います。 これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、22番委員の退席を求めます。 (22番委員の退席確認) ご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第1号のうち利用権設定分の2番と3番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の2番と3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 (22番委員の復席確認) 次に、議案第1号のうち、利用権設定分の4番と5番についてご審議願います。 これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、33番委員の退席を求めます。 (33番委員の退席確認) ご質疑、ご意見はございませんか。
15番委員	5番の賃借料が[]と非常に安いですが、何か理由があつてのことなのでしょうか。
事務局	これにつきましては、[]の共有地で入札によってこの金額になっているようです。
9番委員	ここについては、用水がない場所であることと、地元の方が借りることからこの金額での賃貸借になっています。
15番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち利用権設定分の4番と5番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。

事務局

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の4番と5番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(33番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の6番から9番についてご審議願います。この6番から9番については、新規就農者2名に関する案件であり、営農状況等の調査を事務局で行っておりますので、事務局に報告を求めます。

それでは、新規就農者について報告いたします。

申請者、土地の所在、地目、面積等については、議案にお示しのとおりです。

まず、6番から8番です。

申請人は、会社勤めをしていましたが、農家である父の姿を見て、自分も農業をしたいと思い、このたび新規就農者となりました。

農機具等は、父のものを借用し、栽培技術、機械の操作については、父から教わるため問題ありません。

栽培品目としては、なすやキャベツを中心に販売高550万円を目指しています。

作業に従事するのは、基本的に一人で、今後は規模拡大も考えているとのことです。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。

次に、9番です。

申請人は、20年間会社勤めをしていましたが、叔父の後継者として農業を始めたことから、新規就農者となりました。

農機具等は、叔父のものを借用し、栽培技術、機械の操作については、叔父から教わるため問題ありません。

栽培品目としては、オクラやソラマメを中心に年間販売高450万円を目指しているとのことです。

作業に従事するのは、基本的に一人です。

なお、営農計画書を資料の2ページに添付していますので、ご参照ください。

議長

ただいま、事務局の報告のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の6番についてご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、2番委員の退席を求めます。

	(2番委員の退席確認)
	ご質疑，ご意見はございませんか。
4番委員	6番について，なすを栽培するとのことですが，これはハウスですか。
事務局	ハウスということです。
議長	ほかにご質疑，ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち，利用権設定分の6番については，原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって，議案第1号のうち，利用権設定分の6番については，原案のとおり承認することに決定いたします。
	(2番委員の復席確認)
	次に，議案第1号のうち，利用権設定分の7番から9番についてご審議願います。
	ご質疑，ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち，利用権設定分の7番から9番については，原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって，議案第1号のうち，利用権設定分の7番から9番については，原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に，利用権設定分の10番から19ページ45番までは，一括審議願います。
	ご質疑，ご意見はございませんか。
15番委員	23番ですが，使用貸借の理由を教えてください。
事務局	貸人と借人が親戚のため，使用貸借となっています。
議長	ほかにご質疑，ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち，利用権設定分の10番から45番については，原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって，議案第1号のうち，利用権設定分の10番から45番につい

	ては、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを議題といたします。 これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	10月11日、転用調査時に、私と6番、20番委員と事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。 申請に基づき、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。 1番は妹への贈与、2番は親族への贈与、3番と4番は親への贈与、5番は売買による申請で、1番から4番は贈与税のことも理解しているとのことです。 いずれの申請地も、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われます。 以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。 最後に農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の3ページから17ページに添付していますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第2号についてご審議願います ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、用途区分変更申出の意見決定についてを議題といたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報

	告いたします。 番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。事業目的は、農業用倉庫です。 資料の4ページをお開きください。 申請地は、 から東へ180m行った農用地区域内農地で、東は農道、それ以外は畑に接しています。 農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。 事業計画者は、自己の耕作地に近い申請地に、農機具や農業用資材の保管場所として農業用倉庫を建設するもので、既に完成していたことから、今回始末書が添付されております。 なお、申請地は自己所有地の一部であり、代替地についても何箇所か検討しておりましたが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 以上報告のとおり、小委員会では用途区分変更もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第3号のうち用途区分変更申出について、ご審議願います。
委員	ご質疑、ご意見はございませんか。
議長	「なし」の声あり。 議案第3号のうち用途区分変更申出については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、用途区分変更申出の意見決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、除外申出の意見決定についてを議題といたします。
	これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。 番号1番と2番は関連がありますので、一括して報告いたします。 事業目的は道路です。

	資料の 16 ページをお開きください。
	申請地は、[] から西へ 310m 行った農用地区域内農地であり、東は市道、西と南は畑、北は畑及び市道に接しています。
	農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、除外された場合、第 1 種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当します。
	事業計画者は、土木工事等を行う法人で、事業に伴う通行車両の安全確保のため、申請地を取得し、道路を拡幅する計画です。
	代替地についても何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。
議長	以上報告のとおり、小委員会では除外もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第 3 号のうち除外申出について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
3 番委員	これについては、申請地先に [] の埋め立て計画があると聞いていますが、日に何台くらいの通行を計画しているのでしょうか。
事務局	集落に近いところですので、安全面を心配しています。 これについては、[] の [] へ建設残土を搬入するものですが、集落内を通過しないように搬入経路を計画しているとのことです。 今回の申請は、10t ダンプが通行できるように拡幅するものですが、これは、常時通行するものではなく、工事の状況等によって変化します。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第 3 号のうち除外申出については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 3 号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、除外申出の意見決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。

小委員長

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、駐車場です。

資料の18ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北東へ90m行った農地で、東と南は県道、西は市道、北は宅地に接しています。

農地区分、許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、申請地近くで理容業を営んでおり、申請地を自家用及び来客用駐車場として整備する計画であります。

土地の形状については現状で、構造物の建築もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は、道路です。

資料の19ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北東へ80m行った農地で、東は畑、西は市道、南は宅地、北は雑種地に接しています。

農地区分、許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、申請地の先にある、所有地への進入路を整備するものですが、既に着工していたことから、今回始末書が添付されています。

土地の形状については現状で、構造物の建設もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第4号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございま

委員
議長

せんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の20ページをお開きください。

申請地は、 から南へ20m行った農地で、東は畑、西と南は5条許可地、北は市道に接しています。

農地区分、許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番と3番は関連がありますので、一括して報告いたします。

転用目的は、建売住宅です。

資料の21ページをお開きください。

申請地は、 から南へ80m行った農地で、東は原野及び畑、西と南は畑及び里道と市道、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、不動産業を行う法人の役員で、申請地を取得し、建売住宅2棟を建築する計画です。

土地の形状については現状で、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号4番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の22ページをお開きください。

申請地は、[]から南東へ230m行った農地で、東と南は公衆用道路、西は宅地、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、防護柵を設置する予定であり、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号5番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の23ページをお開きください。

申請地は、[]から東へ30m行った農地で、東は公衆用道路、西と北は宅地、南は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定であり、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号6番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の12ページをお開きください。

申請地は、[]から西へ130m行った農地で、東と南は宅地、西は田、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

議長

15番委員

土地の形状については、30cmほど盛土を行い、法面保護を行うことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号7番ですが、転用目的は、資材置場です。

資料の24ページをお開きください。

申請地は、 から南西へ1,290m行った農地で、東と西は宅地、南は里道、北は県道に接しています。

農地区分・許可事項については、10ha未満の小集団の区域内にある生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、市内に本店を置く地熱発電事業を営む法人ですが、事業に係る機材などの保管場所として、申請地を取得し、資材置場を整備する計画です。

土地の形状については、切土と土留工事を行う予定です。隣接する農地はなく、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号8番ですが、転用目的は、一般住宅及び通路です。

資料の25ページをお開きください。

申請地は、 から南西へ590m行った農地で、東は市道、西と北は畑、南は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、第1種農地に該当しますが、西側に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定であることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第5号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

7番についてですが、2,000㎡を超える面積で、3mの切土となっています。周辺に農地はありませんが、周辺の土地に雨水等の影響はありませんか。

事務局	切土するのは申請地全体をするのではなく、北側の県道との高低差をなくするため、一部のみ切土をするものです。また、隣接する宅地は申請者の所有地になっております。
15番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
7番委員	6番は田の転用ですが、土地改良区の意見書は添付されていますか。
事務局	申請地は、 土地改良区の区域内でしたが、この土地改良区は既に解散しておりますので、意見書は添付されておられません。
16番委員	7番は資材置場ですが、この近くで作業などされるのですか。
事務局	申請地に隣接する宅地に、地熱発電の試験的な装置を設置するそうです。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
13番委員	4番の譲受人の職業が自営業となっておりますが、8月頃新規就農者の聞き取りをしました。農業ではありませんか。
事務局	ご本人が申請書に自営業と記載していたため、そのまま議案書にも記載しておりました。新規就農者ということ把握しておりませんでした。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第6号農用地あっせん申出についてを議題といたします。
	事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の27ページをお開きください。
	議案第6号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。
	今月は、売渡申出7件、貸付申出1件でございます。
	(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
	以下につきましては、お目通しください。
	なお、見取図、地籍図につきましては、資料の26ページから48ページに掲載しています。
	続きまして、買受・借受希望をご説明します。議案書は30ページに

	なります。 今月は、買受申出1件、借受申出1件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下につきましては、お目通しください。 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。 まず、売渡・貸付から申し上げます。 議案書の27ページをお開きください。 番号1は31番委員と12番委員。 番号2は31番委員と12番委員。 番号3は27番委員と8番委員。 番号4は24番委員と5番委員。 番号5は24番委員と5番委員。 番号6は開聞十町地区を38番委員と19番委員、開聞仙田字永迫尻を26番委員と7番委員、開聞仙田字堀之内前と京ヶ迫を21番委員と3番委員。 番号7は21番委員と3番委員。 番号8は37番委員と18番委員。 引き続き、買受・借受希望について申し上げます。 番号1は25番委員と6番委員。 番号2は25番委員と6番委員。 以上、事務局案として提案いたします。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	ただいま、事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。
3番委員	6番の申請地は十町、仙田地区ですが申請者の住所地の担当委員である33番委員さんにもお願いできないでしょうか。
33番委員	分かりました。
議長	ほかになければ、それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。
委員	(各委員了解あり)

議長	それでは、議案第6号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、6番の担当に33番委員を追加して、事務局案のとおり決定いたします。
	次に、議案第7号荒廃農地に係る非農地判断についてを議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。 議案第7号荒廃農地に係る非農地判断についての説明をいたします。 議案書は31ページから33ページになります。 今回の対象地域は、魚見岳周辺になります。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現地確認の再調査を行いました。 その結果、議案書に記載の農地は森林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。 よって、41筆、29,541㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。 なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。
議長	以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第7号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第7号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第7号荒廃農地に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。 本日の議題は、これで終了いたしました。

	他にございませんか。
2 番委員	農地の形状変更は農業委員会に届出をすることになっていますが、工事が終わった後、完成の確認などはされていますか。
事務局	現在、確認までは行っておりません。
2 番委員	最近、盛土での大きな事故もありましたので、確認が必要ではないですか。
	例えば、隣接地所有者から苦情等があった場合はどうされるのですか。
事務局	届出には、隣接地所有者の同意も必要としており、届出書に隣接地所有者の署名捺印もするようになっております。
	仮に隣接地の方からそのような相談があった場合、現地を確認したうえで設計と違う場合は、設計どおりになるよう指導することになると思います。
1 5 番委員	転用調査の時に小委員会で現地も調査しますので、そのようなことが予見される場合は、小委員会でもしっかり要請するべきだと思います。
事務局	これにつきましては、4 条、5 条の完成確認をする際に確認するようにしたいと思います。
議長	他にございませんか。
3 2 番委員	あっせんの売りや貸しの申請分は、事務局で現地確認はしないのですか。
事務局	申請の際、聞き取りをして、航空写真での確認はしますが、現地確認まではしておりません。
3 2 番委員	今、現況が売れるような状況でない土地があり困っています。
事務局	担当になられた委員さんにはご面倒をおかけしますが、そのような状況ではあっせんにかけることができないことなどを説明していただきたいと思います。
	また、新しく委員になられた方も多くおりますので、現在、あっせんに関するマニュアルを事務局で作成しております。
4 番委員	以前、農業委員会にあっせんを依頼する場合は、金額などは無条件での依頼になると聞いたことがあります、そうではないのですか。
事務局	あっせんを申請される方も自分の財産を売りに出すわけですので、無条件ということはないと思います。担当委員さんは、申請者の意向も聞きながら、担当地区での相場なども十分説明してあっせん活動に取り組んでいただきたいと思います。
議長	他にございませんか。
委員	「なし」の声あり。

議長	他になければ、その他に入ります。
	その他について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、その他についてご説明いたします。３４ページをご覧ください。 その他（議案書３４ページと３５ページを参照して説明） １．一時使用届出について ２．１０月の行事報告 ３．１１月の行事予定等 ４．その他 （１）南薩地域農業委員等研修会について （２）農業委員会の制服について
議長	他にございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	他にないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。
事務局	これをもちまして、第４回指宿市農業委員会を閉会いたします。 全員ご起立願います。 一同礼。 （閉会 午後３時４５分） 指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄 議事録署名委員１０番委員 議事録署名委員１１番委員